

富山県学校吹奏楽連盟 危機管理運営マニュアル

令和3年12月2日策定
富山県学校吹奏楽連盟

自然災害を含む事件事故等が発生した場合、出演者及び大会関係者等の安全を確保するため、以下の各項に基づき理事で協議し、地区会長又は県会長の最終決定に従い対応する。ただし、緊急時には常任理事による協議、さらには運営現場の判断を最優先し、事後において理事に報告する。なお、開催の可否は主催者が判断するが、出場についての最終的な判断は、学校長・団体長の責任において判断するものとする。

1 各地区アンサンブルコンテストにおける自然災害（大規模な地震、雪害、豪雨等）を含む事件事故（火災・停電等）等発生時の対応

(1) 事業開催前

①想定される事態

- ア 自然災害により、多くの団体（各部門の出場チームの3分の1以上を目安とする）が出場できなくなる。
- イ 開催会場並びに周辺地区が自然災害及び事件事故等により、会場が使用できなくなる、又は交通障害により出場者の移動や安全確保が困難となる。

②事態が起きたときの対応 【地区理事で協議し、地区会長が決定する】

原則として中止の処置を採る。ただし、県大会に間に合う範囲内で、かつ会場の確保及び準備において実施可能と判断された場合に限り、期日を延期または会場を変更して実施する。

③中止になった場合の周知及び各地区アンサンブルコンテスト代替対応 【地区理事で協議し、地区会長が決定する】

- ア 中止になった場合は、富山県学校吹奏楽連盟各地区ホームページに中止の旨を掲載し、関係団体への周知を図る。
- イ 各出場団体で作成し提出された演奏データにより審査を行う。映像音響関係業者が作成したものは無効とする。演奏データは当該年度に録画されたものに限り、指定された期日までに指定された方法で送付する。また、送付するデータには演奏団体の情報として「団体名、編成、曲目、収録場所、日時、撮影者」をファイル名に明記する。なお、演奏データの返却は行わない。各地区アンサンブルコンテスト代替対応に備えて、出場申込団体は予め動画を撮影し提出の準備を行っておく。

ウ 動画撮影時の注意事項

- a 撮影機器はスマートフォン又はタブレットとし、外部接続マイクの使用は禁止とする。
- b 撮影場所は公平を期すため、会館のホールや残響の多い体育館での撮影は禁止とする。学校の場合は、音楽室や視聴覚教室等の比較的残響のない場所で撮影する。職場・一般の場合は、市民・町民会館等の音楽室や視聴覚室・スタジオ等で撮影する。
- c 真正面から撮影し、必ず演奏者全員が映るように位置と角度を固定して横長の画角で撮影する。
- d 演奏の前後に5秒程度の間を作り、曲の始まりから終わりまでの通し演奏を動画撮影する。演奏終了後のみ礼を行い、終わりがわかるようにする。
- e ズームアップや画像の編集、画面の切り替え、音量・音質の加工、画像と音声の別撮りなど、動画撮影の編集は一切認めない。
- f 前述 a～e の事項が守られていないことが発覚した場合は審査の対象外とする。

- エ 後日、審査を実施し、富山県学校吹奏楽連盟各地区ホームページに審査結果を発表する。また、賞状・トロフィー等は後日対象団体へ送付する。なお、地区代表に選出された団体の上位大会出演順抽選については、富山県学校吹奏楽連盟各地区事務局にて責任抽選を行う。

(2) 事業開催中（開催日初日以降）

①想定される事態

- ア 自然災害により、多くの団体（各部門の出場チームの3分の1以上を目安とする）が出場できなくなった。
- イ 開催会場並びに周辺地区が自然災害及び事件事故等により、会場が使用できなくなる、又は交通障害により出場者の移動や安全確保が困難となった。
- ウ 自然災害及び事件事故等により、演奏が中断となった。

②事態が起きたときの対応 【運営現場判断】

- ア 次項イウエの場合を除き、原則として中止の処置をとる。
- イ 発生した自然災害が軽微で事業の続行が可能と理事会が判断した場合は、可能な限り時間を延長して事業を続行する。
- ウ ①ーウにおいて、事業の続行が可能な場合は該当部門の最後に再演奏を行う。
- エ ①ーウにおいて、内容が軽微なもので出場団体が演奏を中断せず最後まで続けた場合、その演奏が終了後に、出場団体の意向を確認し、「その演奏を有効とするか」「該当部門の休憩時や最後等に行うか」を決定する。

③中止になった場合の大会代替対応 【地区理事で協議し、地区会長が決定する】

- 1 (1) ③に準じて処置を行う。

(3) 事業が中止になった場合のコンテスト参加負担金、入場券等の扱い

原則として返金等を行わない。

4 その他の事業における自然災害（大規模な地震、雪害、台風、豪雨等）を含む事件事故（火災・停電等）等発生時の対応

1～3のマニュアルに準じて処置を行う。

5 法定伝染病等（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）発生時の対応

(1) 事業開催前

①想定される事態

- ア 日本国あるいは開催地の行政機関（首相、県知事、市町村長あるいは県・市町村教育委員会等）より、事業の延期あるいは中止・自粛の要請が出された。
- イ 富山県学校吹奏楽連盟主催事業において、実施部門出場予定団体の半数以上または地区単位で3つ以上の地区の全団体が参加不可能となった。
- ウ その他富山県学校吹奏楽連盟理事で協議し、事業の延期あるいは中止・自粛の必要を認めた。

②事態が起きたときの対応

【地区理事で協議し、地区会長が決定する】又は【県理事で協議し、県会長が決定する】

< 上位大会へ代表団体を推薦しなければならないコンクール、コンテスト >

事態の状況により、原則として以下の優先順位により実施方法ならびに中止を決定する。

- ア 観客に対する制限（定員の半数、関係者のみ、出演団体ごとに客席入れ替え等）を設け、演奏審査を実施する。ただし、観客に対する制限については理事による協議で詳細を決定する。
- イ 演奏審査を無観客で実施する。
- ウ 演奏データ審査を無観客で実施する。
- エ 大会開催中止の処置を採る。ただし、ア～ウにおいては、開催日時・開催会場・審査方法等の詳細については、理事による協議で決定する。また、上位大会の申込締切に間に合う期日内で、会場が確保され、実施可能と判断された場合に限り、期日を延期あるいは会場を変更して実施する。

< その他の事業 >

原則として中止とし、代替事業は行わない。

③中止になった場合の代替対応

【地区理事で協議し、地区会長が決定する】又は【県理事で協議し、県会長が決定する】

1 (1) ③、2 (1) ③、3 (1) ③、に準じて処置を行う。

(2) 主催事業開催中（開催日初日以降）

①想定される事項

- ア 日本国あるいは開催地の行政機関（首相、県知事、市町村長あるいは県・市町村教育委員会等）より、事業の延期あるいは中止・自粛の要請が出された。
- イ 富山県学校吹奏楽連盟主催事業において、実施部門出場予定団体の半数以上または地区単位で2つ以上の地区の全団体が参加不可能となった。
- ウ その他富山県学校吹奏楽連盟理事の協議で事業の延期あるいは中止・自粛の必要を認めた。

②事態が起きたときの対応

5 (1) ②に準じて処置を行う。

③中止になった場合の代替対応

1 (1) ③、2 (1) ③、3 (1) ③、に準じて処置を行う。

(3) 事業が中止になった場合の大会参加負担金、入場券等の扱い

入場券、参加料についてはすべて返金する。

6 主催事業開催会場における事件事故発生時

(1) 主催事業開催前

事件事故発生時に理事で対応を協議する。ただし、危急の場合には常任理事で協議する。

(2) 主催事業開催中

①想定される事件事故

- ア 開催会場（ホール・体育館等）の設備事故により、出演者、観客、役員、実行委員、補助員が負傷または死亡した。
- イ 会場駐車場内の交通事故により、出演者、観客、役員、実行委員、補助員が負傷または死亡した。
- ウ その他の不可抗力により、出演者、観客、役員、実行委員、補助員が負傷または死亡した。

②事態が起きたときの対応

- ア ①ーアの場合、原則として中止の処置をとる。なお、事態が軽微で且つ関係者の状況を十分に検討し、続行可能と理事による協議で判断した場合は事業を続行する。
- イ ①ーイウの場合その都度理事で対応を協議する。

③中止になった場合の大会代替対応

- ア 吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテスト
事態の状況に応じ、代替対応については理事で協議し決定する。
- イ その他の事業
原則として代替対応は行わない。

7 人為的ミス（成績処理不備，成績誤発表等）による事故発生時

事故発生時に理事で対応を協議する。
ただし、理事による協議の場に該当団体の関係者を同席させない。

8 その他

この危機管理マニュアルは、理事会が的確な状況把握を行い、適切な情報をもとに危急且つ速やかに改訂しなければならない。